

1 現在のゾーニングの考え方

現在のさっぽろヒグマ基本計画での区分

● 市街地ゾーン

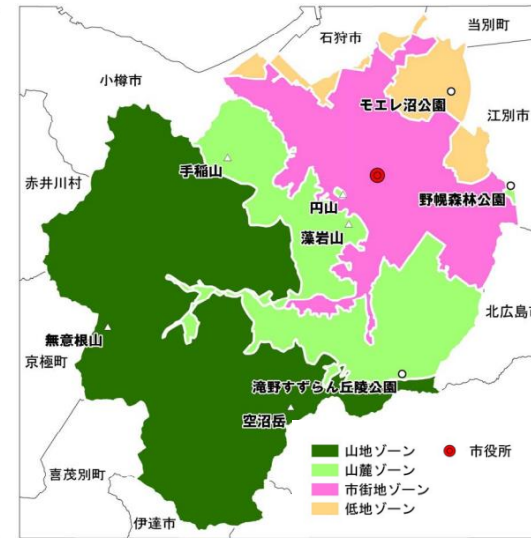
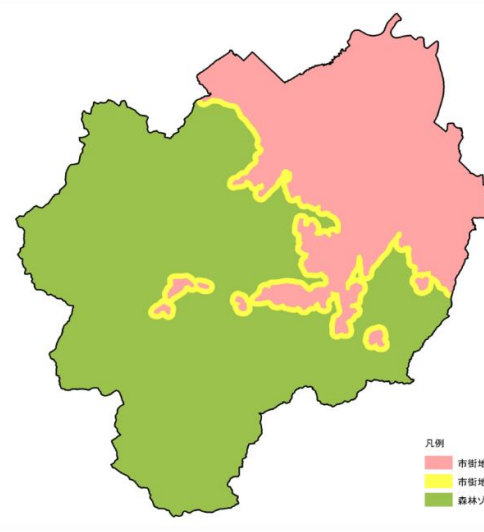
ヒグマが侵入してはいけない地域。市街地。

● 市街地周辺ゾーン

ヒグマの出没があり得る場所。小規模集落があり、農業などが行われている。

● 森林ゾーン

ヒグマの生息地。平地林や山林。



現計画でのゾーニング図(手引き編p1) 生物多様性さっぽろビジョンでのゾーニング

- それぞれのゾーンでのヒグマに対する対応や防除策といった方針とセットで考えるべき
- 「基本行動マニュアル」は市の対策のためのため、市民の行動に繋がるような提案・提示はしていくのか
- 現在の「森林ゾーン」は、環境省の区分でいう「緩衝地域」と「コア生息地」にあたる。森林と市街地が直に接している札幌市の特徴を考えると、市街地ゾーンの周りにバッファをとり、クマの動向をしっかりと把握する、あるいは問題個体がいなくどうかモニタリングしていく「緩衝地域」など設けてはどうか。

2 改定計画でのゾーニング見直し

環境省が示すゾーニング及び札幌市の新ゾーニング案とその考え方

ゾーン	目的	概念	札幌市の新ゾーニング案	ゾーニングの概念	ヒグマ(特に捕獲)に対する基本方針
① 排除地域	人身被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地、集落内の住宅集合地域等の人間の居住地 ● 人間の安全が最優先 	<p>(1) 市街地ゾーン</p> <p>(準市街地ゾーンを含む)</p>	<p>市街化区域・一部の市街化調整区域(北・東・白石方面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地・住宅地 ● 人間の安全が最優先 ● ヒグマの侵入・定着を許容できない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本排除すべき(「排除」=「即駆除」ではなく、駆除、追払いその他取り得る対応)
② 防除地域	農林水産被害の軽減・防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業、林業、水産業など人間活動が盛んな地域 ● 被害防除・出没抑制対策が必要 	<p>(2) 市街地周辺ゾーン</p>	<p>市街化調整区域(上記地域・森林と重なる部分除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模集落、農地など ● ヒグマの侵入・定着を許容できない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に防除を徹底する ● 人馴れ、食害、定着は避けたい ● 人間への反応次第で駆除を含めた対応を取り得る
③ 緩衝地域	防除・排除地域への出没抑制	<ul style="list-style-type: none"> ● コア生息地と防除・排除地域の間、クマ類の生息地 ● 物理的又は心理的に人間とクマ類の空間的・時間的棲み分けが必要 	<p>(3) 都市近郊林ゾーン(仮)</p>	<p>市街化区域から500m外側</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地ゾーンに接している森林 ● ヒグマの定着を許容できない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人馴れ、食害、定着は避けたい ● 人間への反応次第で駆除を含めた対応を取り得る
④ コア生息地	クマ類の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 健全な個体群維持を担保、奥山・場合により低山帯 ● 鳥獣保護区 	<p>(4) 奥山ゾーン(仮)</p>	<p>森林地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ヒグマの生息域 ● ヒグマの生息を担保する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人間に積極的に危害を加えるなど、危険度が高い問題個体については対応し得る

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン
(クマ類編・2022年3月改定、環境省自然環境局)

※「森林地域」とは
森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域または、同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域。